

## HG・PG・MPG競技、イベント等における新型コロナウイルス感染対策について

2021年8月3日

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟

会長 安田 英二郎

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下JHF）では、これまで「JHF新型コロナ感染予防対策ガイドライン（2020年10月12日、安全性委員会・教員スクール事業委員会）」により全国のJHF並びに県連主催のイベント等での感染防止対策の基本的な方針を示してきました。現在、ワクチン接種が進むなか様々なスポーツにおいて競技が再開されていることから、アウトドアで楽しむHG・PG・MPG競技、イベント等は、他のスポーツに比較して感染リスクが低い一方、TOへの送迎やXC飛行の回収など、他のスポーツにない特性があることから、新たに競技会における注意事項を作成しましたのでお知らせします。

各県連及び実行委員会は、実施エリア内の自治体の方針に従うとともに、地元の理解を得た上で本注意事項に留意し、HG・PG・MPGの競技、イベント等振興と競技技術の向上を図ってください。

### 1 選手が参加するための条件

- (1) 競技会参加時点で、濃厚接触者でない者及び濃厚接触の後14日間以上経過した者。
- (2) 同居家族や勤務先等で感染者が発生していない者。
- (3) 成人で37.5度未満の体温の者。
- (4) 咳や体のだるさなどの風邪症状のない者。味覚異常や臭覚異常がない者。
- (5) 競技会参加中、主催者の感染対策に従う者
- (6) (1)~(5)について競技会前2週間のチェックシートと誓約書を提出した者。

### 2 競技会場における注意

#### (1) 体温測定

競技会場に到着した者（選手・スタッフ・関係者）の体温を測定し、氏名と共に記録する。

この名簿は競技会場に来た者の名簿となる（選手名簿とは異なる）。

競技会期間中、選手・スタッフ等は毎朝検温し、記録する。

#### (2) 消毒

テイクオフとランディングには手を消毒するための消毒器を設置する。関係者や選手等は到着したときに必ず両手を消毒し、その後も随時手を消毒する。

複数の関係者や選手が触る可能性のあるテーブル、イス、ボールペン等は、随時、消毒す

る。テーブル上に消毒器を設置し、利用する前に手を消毒する。

他人のグライダー、ハーネス、計器等の荷物には触らないようにする。荷物の移動が必要などときはその所有者に声をかけて所有者が移動する。他人のグライダーを自動車に載せるときなど、自分の所有物以外の物に触る場合は、その前後に手を消毒する。

### (3) 室内換気

ミーティング等を室内で行う場合は、参加者の倍の定員会場で行い、消毒器を設置するほか、二カ所以上の窓を常に開けて換気する。

また、十分な規模の会場が確保できない場合は、ミーティングは屋外で行うこと

### (4) マスク

関係者・選手はマスクを常時着用する。マスクが汗等で濡れたときのために交換用のマスクも用意する。競技主催者においてもマスクの不足に備えて使い捨てマスクを準備しておくことが望ましい。

マスクは効果の高い不織布マスクを使い捨てとすることが望ましい。ただし、フライト中はマスクを使用する必要はない。

### (5) 飲食時

飲食時にマスクを外したときには他人と2メートル以上の距離を保ち、かつ、話をしない。

### (6) 自動車・ゴンドラ等乗車時

TOへの送迎やXCフライト回収時の自動車・ゴンドラ等では密を避けられないので、定員に余裕ある人数での利用が望ましい。

5分毎に前後で複数の窓を開けて換気を行う。

自動車内等ではマスクを着用する。

自動車内等では会話をしない。

自動車への乗り込み時、下車時は手を消毒することが望ましい。

(7) HG 競技では、ハングシリーズもしくは前日までの順位に応じて、競技会主催者がセットアップ場所を固定し、選手による場所決めは行わない。

### (8) 会食等

家族、同伴者以外の者との外食（会食）は行わない。

懇親会は行わない。

### (9) 感染者・感染の疑いがある人が出た場合

感染者及び感染の疑いがある人が出た場合は、速やかに帰国者・接触者相談センターに相談するとともに、病院・保健所の判断に従う。

当該選手・スタッフ等は競技への参加を停止する。

陽性判定された場合は、病院・保健所・地元自治体等の意見も参考として、競技会の中止を検討する。

※ 感染の疑いがある人が出た場合の対応については別途手順書を作成する

(10) 競技会の開催期間中に、開催地の都道府県に緊急事態宣言が発令された場合、競技会

を中止する。

以下 補足説明

- 大会開催の決定は、各実行委員会が決定するもの
  - ※ 開催地域の自治体、関係者、選手が利用する宿泊施設等と協議の上決定する
  - ※ 本ガイドラインが大会開催のお墨付きを与えるものではない
  - ※ 本ガイドラインの実施を実行委員会に課すものでもない
- 本ガイドラインは、実行委員会、参加選手の感染対策としてだけでなく、地域の理解を得るための役割も果たすもの
  - ※ 本ガイドラインを地域への説明、配布や大会期間中の張り出しに活用
- ③ 本ガイドラインを超えた感染対策も、各実行委員会の判断で可能なもの
  - 例：選手スタッフに事前にPCR検査を求める
  - 選手が、地域住民の利用が中心の飲食店やカラオケ店を利用するのを制限する 等